

神戸大学天文研究会 規約

第一章 総則

- 第一条 本会は神戸大学天文研究会と称する。
- 第二条 本会は神戸大学学生課の公認する神戸大学文化総部に所属する。
- 第三条 本会の目的は次に示すものである。
- 一 天文に関する自由な活動を通じて会員(後述第二章)の知識向上を図ること
 - 二 天文に関する自由な活動を通じて大学外部との交流を図ること
 - 三 会員相互の親睦を図ること
- 第四条 本会は前条の目的を達成するための次の活動を行う。
- 一 執行部(後述第十四条)の定めた行事(執行部行事)
 - 二 本会会報「嶺上星」、「活動報告」の編集発行
 - 三 その他本会の目的を推進するために適当な活動

第二章 会員

- 第五条 会員の登録について次のように定める。
- 一 本会の会員は本会の目的を認めた上で会員名簿に登録されたものとする。但し、この名簿は公開されなければならない。
 - 二 本会の会員は神戸大学の学生とする。ただし、研修・交流のために神戸大学生以外の高等教育機関の学生を会員として認めることもある。
 - 三 会員として認めるのは、学部一年次から三年次相当までの学生とする。
 - 四 会員の登録は執行部が行う。

- 第六条 会員の本会退会について次のように定める。
- 一 会員が次の各号に該当するとき、執行部は総会(後述第五章)に出席した会員の四分の三以上の承認を経て、十五日間の弁明期間付きで退会勧告を発することが出来る。
 - (ア) 本会の信用を著しく傷つける行為をおこなった者
 - (イ) 本会規約に意図的に著しく違反した者
 - 二 会員の責務である総会の出席および会費(後述第三章)の納入を怠ったものは、十五日間の猶予期間を経て退会処分とする。但し、本人が執行部に復帰の意思を伝え、会費を納入した場合、再入会を認める。
 - 三 上記以外に長期間にわたって正当な理由なくして本会行事に参加しない者については、執行部は本人の意思を確認した上で登録を抹消することができる。

第三章 会費

- 第七条 会員は会費を前期と後期の総会開催時に納めなければならない。
- 第八条 会費は定められた額の一括納入とする。
- 一 会費はひと月あたり1000円とする
 - 二 天災、火災その他不慮の事故により活動の一部または全部が制限された場合、三分の二以上の賛成によって第八条第一項の会費金額を一時的に変更することができる。

三 大学から制限があり一部の会員の活動が著しく制限された場合、総会の議決を経て返金措置を取ることができる。

第九条 期間途中入会者は、入会月から次期総会月までの月ごとの額を一括納入しなければならない。

第十条 会費金額の改訂は総会にて行われ、三分の二以上の賛成において変更される。

第四章 役員

第十一条 本会に次の役員をおく。

- 一 会長 一名
- 二 副会長 一名
- 三 会計 一名

第十二条 役員の仕事の責務を次のように定める。

- 一 会長 本会を代表し、会務を総括する
- 二 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代行する
また、物品の管理責任をもつ
- 三 会計 会計事務を管理する

第十三条 会長、副会長、会計の三名を以って執行部を形成する。

第十四条 執行部を次のように定める。

- 一 執行部の仕事は一月一日から十二月三十一日までの一カ年とする。
- 二 執行部は秋の総会の際に選出する。
- 三 執行部は再選されることを妨げない。
- 四 執行部は総会において会員の三分の二以上の賛成によって任期中でも解任される。その際には暫定執行部を総会にて選出し、その任期はその年の十二月三十一日までとする。
- 五 執行部は神戸大学所属の学生によって構成される。

第五章 総会

第十五条 総会は本会の最高決議機関とする。

第十六条 総会の開催について次のように定める。

- 一 執行部は毎年最低前期（一月から六月）と後期（七月から十二月）の二回定期総会を招集する。
- 二 次の場合には臨時総会を招集しなければならない。
(ア) 班長会（後述第九章）の過半数の請求があるとき
(イ) 会員の四分の一以上の請求があるとき
- 三 総会を招集する場合、会長は二週間前までに公示しなければならない。

第十七条 総会は会員の三分の二以上が出席しなければ会議を開き決議を行うことができない。

第十八条 前条において、委任状を執行部に提出したものは出席をみなし議案を提出することができる。ただし、議決および選挙には棄権したものとする。

第十九条 次の事項は総会の議決を経て決定されなければならない。

- 一 規約の改定
- 二 予算・決算報告の承認
- 三 執行部の選出
- 四 執行部の解任
- 五 会費の変更
- 六 チーフ（後述第七章）及び班（後述第八章）の存置、廃止

第二十条 第十九条のうち二については出席した会員の過半数をもってこれを決する。

- 一 予算及び決算は会計が報告する。
 - 二 前期総会では前期決算と後期予算、後期総会では後期決算と前期予算の承認を行う。
- 第二十一条 第十九条のうち三については会員の中から選挙し、過半数の得票をしたものを当選とする。もし、過半数の得票者がいない場合は、上位二名により決選投票を行い得票の多かったものを当選する。
- 第二十二条 第十九条のうち一、四、五については出席した会員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。ただし、一については規約の改定案を総会の一週間前までに公示することを必要とする。改定案に対する修正についてはこの限りではない。
- 第二十三条 第十九条のうち六については第七章及び第八章で定める。
- 第二十四条 第十九条に該当する以外の事項については出席した会員の過半数をもってこれを決する。
- 第二十五条 総会の議事録には次のことを記載しなければならない。
 - 一 開会の日時および場所
 - 二 出席者の氏名およびその総数
 - 三 会員の総数
 - 四 議事の要領
 - 五 議決した事項および賛否の数
- 第二十六条 前条の議事録は公表されなければならない。

第六章 例会

- 第二十七条 例会は毎週一回会長が招集する。ただし休暇中および試験期間中はその限りではない。
- 第二十八条 例会では次の事項を扱う。
 - 一 活動に関する諸報告、諸連絡
 - 二 第十九条以外の議事の議決
 - 三 二については出席者の三分の二以上の多数による議決を必要とする
- 第二十九条 例会の議事録は公表されなければならない。

第七章 チーフ

- 第三十条 会員全員の関わる研究活動を行う上での責任者として活動毎にチーフを置き、その補佐として副チーフを置く。
- 第三十一条 チーフと副チーフは執行部が任命する。
- 第三十二条 チーフは神戸大学所属の学生とする。
- 第三十三条 チーフは年に一度以上本会会報に研究活動報告を掲載しなければならない。
- 第三十四条 新たにチーフを置く場合、執行部に届け出、総会において出席者の過半数の承認を得なければならない。
- 第三十五条 チーフを置く必要がなくなった場合、チーフを廃止することが出来る。
- 第三十六条 前条に関して、会員が発議し総会で三分の二以上の多数の議決を必要とする。

第八章 班

- 第三十七条 会員の中で研究活動を行う班を形成する。

- 第三十八条 班への所属について次のように定める。
- 一 本会の会員は、班の活動を認めた上で班に所属することができる。
 - 二 会員が同時に二つ以上の班に所属することを妨げない。
- 第三十九条 班長について次のように定める。
- 一 班は代表者として班長を置き、その補佐として副班長を置く。
 - 二 班長と副班長の選出は班が決定し、執行部が任命する。
 - 三 班長が欠けたときは速やかに後任を決定しなければならない。
 - 四 班長は原則神戸大学所属の学生とする。
- 第四十条 班は年に一度以上本会会報「活動報告」に研究活動報告を掲載しなければならない。
- 第四十一条 新しく班を形成する場合、執行部に届け出、総会において出席者の過半数の承認を得なければならない。
- 第四十二条 次のいずれかの事項が成立した場合、班を廃止することができる。ただし班員の意思を表明する場を保障するものとする。
- 一 班員が実質上いなくなった場合
 - 二 班活動を維持することが困難または不可能となった場合
 - 三 その他、班を廃止することが適切であると本会会員が判断した場合
- 第四十三条 班の廃止は、総会において出席者の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第九章 班長会

- 第四十三条 班長会は執行部、各チーフ、各班長を以て構成される。
- 第四十四条 班長会は次の場合招集される。
- 一 構成員の三分の一の請求があるとき
 - 二 執行部の請求があるとき
- 第四十五条 班長会の機能は次のようにする。
- 一 予算の申請及び編成
 - 二 本規約で定められた議事の議決
 - 三 上記以外の事項で班長会が行うのが適当であるもの

第十章 会計

- 第四十七条 会計は次の場合会計事務を公表しなければならない。
- 一 総会における会計報告
 - 二 会員の請求があるとき
 - 三 重要な収入または支出があるとき
- 第四十八条 前条の三の場合、班長会の過半数の承認と総会または例会において三分の二以上の承認を得なければならない。

第十一章附則

- 第四十七条 この規約は一九八四年五月二六日から施行する。
- 第四十八条 この改正規約は二〇一五年六月六日から施行する。
- 第四十九条 この改正規約は二〇一七年一月二六日から施行する。
- 第五十条 この改正規約は二〇一九年一月二八日から施行する。
- 第五十一条 既存の執行部および班はこの規約によって規定されているものとみなす

第八条第一項 この規約は二〇二〇年七月五日から施行する。

第八条第二項 この規約は二〇二〇年七月五日から施行する。